



2025 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社アルゴグラフィックス
代表者名 代表取締役会長執行役員 藤澤 義磨
(コード：7595 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長 長谷部邦雄
(TEL 03-5641-2018)

株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日付の会社法第 370 条に基づく取締役会の決議に替わる書面決議により、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「BBT 制度」といいます。）及び「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「J-ESOP 制度」といいます。）、BBT 制度と併せて「本制度」といいます。）に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下、BBT 制度に係る信託を「BBT 信託」といいます。）、J-ESOP 制度に係る信託を「J-ESOP 信託」といいます。また、BBT 信託と J-ESOP 信託を併せて「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）を割当先として行われるものですが、当社又は当社子会社に対する役務提供の対価として当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）並びに当社子会社の取締役（社外取締役及び監査役を除きます。以下、断りがない限り、同じとし、当社の取締役並びに当社子会社の取締役をあわせて「対象取締役」といいます。）並びに当社従業員及び当社子会社従業員（以下「従業員等」といいます。）に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 11 月 17 日（月）													
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 300,000 株													
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,334 円													
(4) 処 分 総 額	400,200,000 円													
(5) 処 分 予 定 先	<table><tr><td>当社の取締役</td><td>4 名</td><td>51,000 株</td></tr><tr><td>当社子会社の取締役</td><td>11 名</td><td>13,000 株</td></tr><tr><td>当社の従業員</td><td>375 名</td><td>230,000 株</td></tr><tr><td>当社子会社の従業員</td><td>6 名</td><td>6,000 株</td></tr></table> (注 1、2)		当社の取締役	4 名	51,000 株	当社子会社の取締役	11 名	13,000 株	当社の従業員	375 名	230,000 株	当社子会社の従業員	6 名	6,000 株
当社の取締役	4 名	51,000 株												
当社子会社の取締役	11 名	13,000 株												
当社の従業員	375 名	230,000 株												
当社子会社の従業員	6 名	6,000 株												
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。													

(注 1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）であります。株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀

行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約を締結することによって設定されている信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて対象取締役及び従業員等への給付を行うために行われるものであり、当社又は当社子会社に対する役務提供の対価として対象取締役及び従業員等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には対象取締役及び従業員等を記載しております。

(注2) 対象取締役には、BBT 制度に基づき、役位及び業績達成度等に連動するポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式の時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に対象取締役に給付される当社株式等の数は、対象取締役の役位及び業績達成度等により変動いたします。

従業員等には J-ESOP 制度に基づき、勤続年数等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に従業員等に給付される当社株式等の数は、従業員等の勤続年数等により変動いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2016 年 6 月 22 日開催の定時株主総会の決議に基づき、BBT 制度を導入しております（BBT 制度の概要につきましては、2016 年 5 月 13 日付「株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」及び 2023 年 6 月 6 日付第 39 回定時株主総会招集ご通知記載の第 7 号議案「監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬の額及び内容決定の件」をご参照下さい。）。

また、当社は、2016 年 5 月 13 日開催の取締役会の決議に基づき、J-ESOP 制度を導入しております（J-ESOP 制度の概要につきましては、2016 年 5 月 13 日付「株式給付信託（J-ESOP）導入に関するお知らせ」及び 2016 年 7 月 29 日付「株式給付信託（J-ESOP）導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託 E 口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）を割当先として行われるものですが、当社又は当社子会社に対する役務提供の対価として対象取締役及び従業員等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中对象取締役に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度分で 64,000 株）及び「株式給付規程」に基づき従業員等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度分で 236,000 株）の合計であり、2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 80,000,000 株に対し 0.38%（2025 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 703,472 個に対する割合 0.43%（いずれも小数点第 3 位を四捨五入））となりますところ、2016 年 5 月 13 日付「株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」及び 2016 年 5 月 13 日付「株式給付信託（J-ESOP）導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。なお、当社は 2025 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 4 株の割合をもって株式分割を行っておりますので、上記発行済株式総数及び総議決権個数は本株式分割を考慮した記載となります。

※BBT 信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2025 年 11 月 17 日

追加信託金額 85,376,000 円

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 64,000 株

株式の取得日 2025 年 11 月 17 日

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

※J-ESOP 信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2025 年 11 月 17 日

追加信託金額 314,824,000 円

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 236,000 株

株式の取得日 2025 年 11 月 17 日

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の書面決議日の直前営業日までの1か月間（2025年10月1日から2025年10月30日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,334円（円未満切捨）といたしました。

書面決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額1,334円については、書面決議日の直前営業日の終値1,336円に対して99.85%を乗じた額であり、書面決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均1,250円（円未満切捨）に対して106.72%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均1,266円（円未満切捨）に対して105.37%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上